

国民健康保険税のお知らせ

平成22年度の国民健康保険税納税通知書と納付書を7月15日に発送します。
 そこで、今号では今年度の国民健康保険税の納付や年税額などについてお知らせします。

国民健康保険税の納付

■納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入されていなくても、世帯の中に国民健康保険に加入されている方がいれば、世帯主が納税義務者になります。

■納付方法

国民健康保険税の納付は、次の2つの方法があります。

- ① 普通徴収：口座振替または納付書による支払い
- ② 特別徴収：年金からの支払い

【口座振替】

口座振替は、納期限日に預貯金口座から自動的に納税する方法です。滞納することなく口座振替により納付をされている方は、65歳に到達しても特別徴収へ移行されることはありません。

■納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 (納期限日)				1期 8/2	2期 8/31	3期 9/30	4期 11/1	5期 11/30	6期 1/4	7期 1/31	8期 2/28	9期 3/31
特別徴収 (振替日)	4/15		6/15		8/13		10/15		12/15		2/15	

※普通徴収の納期限は、各納付月の月末です。納期限の日が休日の場合はその翌日です。口座振替の方は、納期限の日に口座から引き落とします。

※年度途中で普通徴収から特別徴収へ、特別徴収から普通徴収へ変わる場合があります。(この場合は、あらかじめお知らせします。また年税額は変わりません)

保険年金課 ☎66・1172

国民健康保険税の年税額

■国民健康保険税の税率

国民健康保険税は、表の①～④の税額のうち、対象となる区分の税額を合計したものが年税額となります。年度途中で加入、喪失された方は、加入月数に応じた月割り課税となります。

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分
	加入者全員	加入者全員	40～64歳の方
①所得割額	課税所得額×4.85%	課税所得額×1.85%(1.9%)	課税所得額×1.45%
②資産割額	固定資産税額×19.5%	固定資産税額×3.0%	固定資産税額×1.0%
③均等割額	被保険者数×22,600円 (23,000円)	被保険者数×7,000円	被保険者数×7,700円
④平等割額	1世帯あたり 22,700円(23,000円)	1世帯あたり 7,000円	1世帯あたり 7,200円
課税限度額	500,000円 (470,000円)	130,000円 (120,000円)	100,000円

※医療分の均等割額、平等割額および課税限度額と、支援分の所得割額および課税限度額が6月議会で改正されました。()内は改定前の金額

■保険税の軽減・減免制度

低所得者世帯は、あらかじめ均等割額・平等割額を減額して課税します。ただし、この減額を受けるには、世帯主および世帯の国民健康保険加入者全員の所得が申告されていない必要があります。

また、災害、疾病、失業(自己都合ではない退職)、事業の廃止などにより保険税の納付が困難になった場合、申請により減免を受けられることがあります。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

【非自発的失業者の軽減措置】

平成21年3月31日以後にリストラ・倒産・雇用期間満了などで職を失った65歳未満の方について、申請により保険税が減額される場合があります。

(軽減措置)

失業日の翌日の属する月から翌年度末までの間、失業者本人の前年給与所得を10分の30として保険税を算定します。

(適用条件)

雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者に該当する方で、「雇用保険受給資格者証」の交付を受けている方